令和６年度第１回茅ヶ崎市文化財保護審議会
会議録

議題	議題１　文化財保護担当の令和５年度事業報告及び令和６年度事業計画について（審議） 議題２　国登録有形文化財「藤間家主屋」に係る保存活用事業について（審議） 議題３　市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更工事立会について（報告） 議題４　市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告） その他
日時	令和６年５月９日(木)　９時３０分から１１時３０分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎５階　特別会議室
出席者氏名	（出席委員） 近藤会長、相澤委員、五味委員、緒方委員 （事務局） 【教育推進部】松岡部長【教育施設課】小林課長補佐、竹本主事【社会教育課】伊勢田課長、大元主査、三戸副主査、田中主任、塘主任、金馬主事、齋藤主事、風間主事【博物館】須藤館長、落合主査
会議資料	議題１　文化財保護担当の令和５年度事業報告及び令和６年度事業計画について（審議）【資料１】 議題２　国登録有形文化財「藤間家主屋」に係る保存活用事業について（審議）【資料２－１～２－３】 議題３　市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更工事立会について（報告）【資料３】 議題４　市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）【資料４】
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０人

会議録

○（伊勢田社会教育課長）
・開会のあいさつ
・教育推進部長のあいさつ
・出欠委員の確認（過半数の成立）
・傍聴者の確認（傍聴者なし）

○（事務局）
・会議資料の確認

【議題１　文化財保護担当の令和５年度事業報告及び令和６年度事業計画について（審議）】
○（伊勢田社会教育課長）
資料１をご覧ください。文化財保護担当の令和５年度事業報告ですが、昨年度の第２回審議会で１月開催時に１２月までの進捗状況を御報告しました。その後３か月も計画どおり実施したということで黒丸を入れています。
なお、決算額については５月までが出納閉鎖期間で、まだ令和５年度の会計が確定していないので、資料の記載を省略しています。
裏面をご覧ください。令和６年度の事業につきまして御説明をさせていただきます。令和６年度の事業につきましては令和５年と同様、四つの区分として計画をしているところです。
まず項番１「一般文化財保護事業」については、文化財保護審議会の年３回の開催。その中で文化財の保存及び活用について御審議いただきます。また、鶴嶺八幡宮参道松並木等、市指定文化財の維持管理等のほか、文化財の普及啓発のため郷土芸能大会や講演会等を開催します。予算額の欄を御覧いただきますと、前年度比 146％となっています。主な増加要因としては、会計年度任用職員の期末手当のほか、鶴嶺八幡宮参道松並木剪定経費の剪定本数増加などにより増額となったものです。
次に項番２「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館（丸博）事業」については、市民との協働により基礎講座を開催するほか、当市の都市資源と丸博の活動を知っていただくため、季刊誌の発行を予定しています。予算について昨年同様御説明しましたが、予算がない中で事務経費等により事業を行っていく予定となっています。
続きまして、項番３「史跡保存・整備事業」につきましては、下寺尾遺跡群等保存・活用部会の開催のほか、下寺尾遺跡群保存活用連絡会を開催し、下寺尾遺跡群の保存活用について地域や学識の先生方など有志の会員間の情報共有、教育普及、地域の活性化に資する活動を行います。そのほか、史跡指定地内の民有地の公有地化を図り、買い上げた土地の保存管理を行います。予算については前年比１１５％となっています。主な増加要因としては、今年度購入予定地に建物が建っており、その物件補償に係る経費を計上したことによるものが主な要因となっています。
最後に項番４「埋蔵文化財保護事業」で、開発に伴う窓口照会、届出事務、試掘確認調査等のほか、発掘調査資料の整理保存、報告書の刊行、前年度市内で実施した発掘調査の概要を発表します。また、市の公共事業に伴う発掘調査については、令和４年度から実施している新国道街路事業のほか、３ヶ所の実施を予定しています。予算額は前年比 119％となっており、主な増加要因としては、新国道街路事業に伴う発掘調査の調査期間が前年度よりも延びたことにより経費が増額したことが大きな要因となっています。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
○（五味委員）
前年度との違いはどのあたりにありますか。
○（伊勢田社会教育課長）
大きな違いは特になく項目自体の変更はありません。公共事業に伴う発掘調査について新国道、下水道調査の２事業は前年度と同様ですが、香川駅道路拡幅に伴う発掘調査、鶴嶺横参道調査が一部異なるところです。
○（相澤委員）
前から言われていることですが、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について、いつも予算がついていませんが、事務経費みたいなところからまわしているということでしょうか。令和５年度も予算額０円ですがうまくいったということで、令和６年度もその形でいくのでしょうか。
○（伊勢田社会教育課長）

丸博につきましては、実施計画に現在位置付けられていない状況です。コロナが明けて一時活動が縮小していたものを令和４年度から戻しつつ、昨年度また皆で集まることとなった中で、次の令和８年度からの実施計画には位置付けたいと考えています。その中で、都市資源を認定するなど、取り組みについて今年度検討を進めながら、次の実施計画に位置付けるときには予算を計上し、また事業を実施していきたいと考えているところです。
○（相澤委員）
今年度は予算０円ですが、活動として十分なことは行えると解釈してよろしいですか。
○（伊勢田社会教育課長）
基礎講座の開催や季刊誌の発行を予定しています。
○（相澤委員）
予算がつかないと動きづらいところもありますが、令和８年度からは予算がつくように計画しているということですね。
○（五味委員）
事業にわざわざ協働とあるのですから、それに対して予算つけないというのはおかしいです。少し考えていただければと思います。
○（近藤会長）
やりくりの中でという事情は分かります。ただ、先生方がおっしゃるように、こういう状態が何年も常態化していること自体、市民の勢いがつかないですよね。事業計画があるのに予算がないというのは、コロナや色々な事案がある場合、１年は例外的な措置として認められると思いますが、状態化するのは看過しがたいことです。協力する側も勢いがつく、つかないというのはあると思います。ぜひ御検討ください。
○（緒方委員）
純水館については研究が進んでいて、今度の博物館報告にもキリスト教とのかかわりとか藤村の話とか出ていました。茅ヶ崎に長く住んでいますが、こんなことがあるのかと思いました。養蚕から製糸場まで、糸を作るまでこの地域一帯でなされているというのがありまして、茅ヶ崎でも多分古いところで、採室を２階に作っていましたので、そういう建物が残っているような気がします。今あるか分かりませんが、私が仕事をしていた藤沢市の石川にも見事な建物がありました。丸ごとがあり、研究される方がいて、日本の近代史みたいなところに光が当たったというのは私にとってとても面白かったです。その予算がある、ないも含めて、研究にどの位お金がかかるか、ヤマダ電機のところにスペースができて看板があり、そこに予算がどの位入っているのか私は分かりませんが、ぜひ、学校教育、中学位で、茅ヶ崎の近代史あたりの学校教育で使われると良いと思います。私も８０年近く茅ヶ崎市に住んでいますが、初めて知った話ですから、ぜひ活用していただきたいと思います。
○（伊勢田社会教育課長）
純水館の様々な活動につきましては、丸博の講座受講者で作られた丸博友の会の方々が、色々研究されたり、ヤマダ電機に看板を設置して市に寄贈されたりしていて、周知をしていただいているところです。
○（緒方委員）
市の事業ではなく寄付ですか。
○（伊勢田社会教育課長）
看板を寄贈いただきました。学校教育との連携については、学校で使用している副教材「わたしたちの茅ヶ崎」に入っているのかどうかなど、学校部局と情報共有したいと思います。

【議題２　国登録有形文化財「藤間家主屋」に係る保存活用事業について（審議）】
○（事務局）
本事業については博物館が主体となり、社会教育課文化財保護担当、本日出席しています教育施設課と連携して取り組んでいきますのでよろしくお願いします。

お手元の資料は２－１から３です。早速で申し訳ありませんが２－１で一部修正をお願いします。
３８ページ「保護に係る諸手続き」の「６－１保護に係る諸手続」の上から３行目、「登録手続き及び届け出書当」の「当」を「等」に修正してください。申し訳ありません。
本件は国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」に耐震改修を施し、また、敷地内についても一定の整備を行い、令和９年度以降に本格的な公開活用を行うことを目標に取り組むものです。
令和６年度については、藤間家住宅主屋の耐震診断と、それに基づく基本設計、保存活用計画の策定を予定しています。保存活用計画の策定にあたっては、文化庁と協議しながら進めたいと考えています。
令和７年度に実施設計、令和８年度に耐震改修工事及び関連の整備を行い、令和９年度以降に本格的な公開活用を目指すものです。
なお、この事業は、国庫補助金登録有形文化財建造物修理等事業費や県補助金に加えて、企業版ふるさと納税や本事業への市民からの寄付金を活用して取り組んでいきます。
資料２－１、保存活用計画案を御覧ください。なお、資料２－２については社会教育課文化財保護担当が、また、ボーリング調査や耐震診断につきましては教育施設課がおりますので、各資料については担当課から説明したいと思います。
表紙をめくると目次があります。この保存活用計画ですが、文化庁から「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」が出ています。この指針に基づき章立てしつつ、中身の基本構成もそれに基づき案を作成しています。
まず１ページから３ページですが、文化財、藤間家住宅主屋の概要を記載しています。
２ページを御覧ください。昭和７年、１３９２年に西村伊作の設計に基づき、地元の大工により竣工されたこと、大正半ばから昭和前期の都市駐留住宅に見られる特徴を持つ「一間洋間付き住宅」であることから、国登録有形文化財としての本質的な価値を有することを詳細に記述しています。
３ページには藤間家の位置図を掲載しています。
４ページには明治の地形図に現在の藤間家の位置を落としたものを掲載しています。
５ページには現在の藤間家主屋の平面図と立面図を掲載しています。
６、７ページには近世柳島の村の名主であり、廻船業も営む商家であった藤間家は、農業を営みながら都市中流階級としての生活形態が変わっていったことは景観的な価値として見ることもできるということを記載しています。
８ページには文化財保護の経過を記載しています。藤間家住宅は、平成２７年に国登録有形文化財となりました。その後、平成２９年に市に寄贈された以降は、金、土曜日の週２日に限り敷地及び建物の外観を公開しています。
９、１０ページには保護の現状と課題、特に耐震性の不足、建物が傷んでいること、また公開利活用が限定的であること等の現状の課題を記載しています。
１１ページには計画を策定する目的、基本方針、計画区域を明示しています。計画区域については、史跡の範囲のうち市の管理している部分を区域としています。こちらについては、史跡全体を区域とすべきなのか、市の管理地とすべきなのかは文化庁と協議、検討したいと考えています。
１２ページにはこれまで説明してきたものに基づいた本計画の構成について５項目を定め、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用基本計画、保護に係る諸手続きを提示しています。
１３ページを御覧ください。保存管理計画から順に計画の詳細を記載しています。まず概要、機能と意匠について、先ほども申し上げましたとおり「一間洋間付き住宅」やファサードをイギリス式下見板張りとし、その他の部分は艝子（ささらこ）下見板張りとして和風意匠を用いている、その特徴等を記載しています。
１４ページを御覧ください。部位別構造と現在の保存状況を写真で明示しています。特に分かりやすい傷みを示しています。例えば、写真３のように傾きが生じていたり、写真４のように洋間の天井部分にクラックが入っていたり、また、写真５のように蟻害または腐食が見られたり、写真６のように外装が剥がれていたりすることを示しています。こちらについては、本年度の耐震診断調査とあわせて詳細な調査を行うので、さらに追加したいと考えています。

１５ページから２０ページを御覧ください。当該敷地にある附属屋を紹介しています。これらは登録有形文化財ではありませんが、敷地内の整備計画や今後の利活用を検討するに当たり記載しています。特に１６ページの資料室、１８ページの納屋があり、こちらに藤間家が農家として生活されていた時の民俗資料を保存していますので検討が必要かと考えています。また、１９ページに学習室があります。主屋とは別にワークショップ等の教育事業に活用できる空間となるのではないかと考えて掲載しました。

２１ページを御覧ください。外構部分ですが、こちらは発掘調査により近世の石垣が地表面に顔を出していることが明らかになっています。今回の保存活用計画の主体は建物ですが密接に関係していますので、近世の史跡部分について、どのような扱いをしていくのか検討しているところです。

２２ページを御覧ください。藤間家主屋、関連施設、石垣等の外構に対する保存の方針をうたっています。特に藤間家主屋については耐震性の確保、内装や建具の補修、著しく傷んだ部材への対応等を記載しています。敷地内の付属屋については、現状保存を目指すものの、場合によっては安全上の配慮から除去することも検討する必要があろうかと考えています。また、石垣については景観を損なわないよう保存する方向性をここでうたっています。

２３ページを御覧ください。建物のうち、保存する部分と保存対象とする部分、現状のまま保全する部分、それから、例えば、サッシ窓等になっていて復元を検討する部分といった色分けをしています。

２４ページを御覧ください。中段に管理計画を記載していますが、素案ですので今後の調査に基づいてより書き込んでいきたいと考えています。

２６ページを御覧ください。環境保全計画です。当該地内には、藤間家が市に寄贈される前に市の保存樹林に指定されていました。そういった保存樹林になるほどの樹林が形成されています。こちらの樹木等にも配慮して保全計画を２８ページまでうたっています。基本的には元々の柳島の植生が残されている場所であると考えられますし、樹木については近世から現在続くものであると考えられますので、その取り扱いについてもここでうたっています。

２９ページを御覧ください。２９ページから３１ページについては防災計画として、保存のために必要な防火、防犯の考え方、いかに対策していくかということ記載しています。特に３１ページに具体的に火災報知設備、消火設備、防犯設備、避難誘導灯の考え方を示しています。

３２ページと３３ページを御覧ください。耐震対策です。これから行う耐震診断の結果を反映して記載したいと思いますので、現在は基本的なものを掲載しています。

３４ページから３７ページを御覧ください。公開活用計画です。こちらの事業展開は国庫補助に関連します。利活用の基本方針を５の１で記載しています。公開活用については３５ページに想定案を記載しています。こちらで、展示活動や公開会普及活動、ワークショップや便益施設などの来館者へのサービスの提供を、どういう目的で、どういう形で設え対応するのかということを示しています。また、３５ページの下段には平面図に関連する番号をふってどの部分をどうするのかということを、次の３６ページの表と照らし合わせて御覧いただけるように作成しているところです。公開活用については、原則は多く手を加えず、建物自体の耐震性を確保して中を公開する。現在、文化庁も公開活用を進めるという考えを持っていますので協議を進めながら、審議会でも御意見をいただきながら内容を詰めていければと考えています。

３７ページを御覧ください。「管理・運営計画」で、基本的には民間活力の導入を見込みながら、検討しながら、市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営していきたいと考えています。また、講座、イベントの開催にあたっては参加料徴収や施設の維持管理の歳入確保等の検討を進めたいと思っています。また、現在、企業版ふるさと納税の寄付を募っており、そのような資金を、歳入も含めて、保存管理、教育活動の考え方を進めることができればと思っています。３７ページの下段に事業スケジュールを掲載しています。先ほどからの説明のとおり、令和６年、７年、８年と３ヵ年で整備を行い、令和９年度以降、公開活用に進んでいきます。保存活用計画は５年度単位で、５年度以上で設定するという指針に基づいて、令和１１年度までうたっているところです。

３８ページを御覧ください。文化庁の指針に基づき、登録有形文化財の保護管理規定を列記した

ものです。
　４２ページを御覧ください。資料編ですが、具体的には計画の作成を進めていく中で記載したいと思っています。以上が保存活用計画です。
　続いて、資料２－２を御覧ください。今年の今月以降取り組んでいきます耐震診断でボーリング調査を行います。藤間家敷地については市指定史跡ですので、ボーリングについては社会教育課文化財保護担当と教育施設課と３者で協議をして進めたいと思います。
ボーリング調査の考え方について、まずは文化財保護担当から説明します。
○（事務局）
　ボーリング調査の概要ですが、径が約１０センチメートル、深さ約２０メートルの穴を開けるような調査を想定しています。場所については、資料２－２で候補①と②を教育施設課の方から情報いただきまして、文化財保護担当が現地を確認し、主屋との関係等、調査を実施する空間がある場所ということで、候補地②を実際行うポイントとして想定しました。
　藤間家主屋の南東約６メートルのところに空間があり、こちらのポイントで周辺の状況等で問題なく作業ができそうなことをまず把握しました。この部分で過去に発掘調査等が行われたか確認しましたが調査がされてない場所でした。結果、ボーリング調査は新規の掘削となります。
　地下への影響は十分に把握できないので、２平方メートルほどの調査範囲を設定し、その中に埋蔵文化財があるかどうか事前調査しようかと考えているところです。その中で、もし見つかった場合、影響がありそうな場合は、２平方メートルの範囲の中で調整しながら対応していく方向で考えています。全体が何らかの遺構だった場合も想定して、調査区自体は少し広げることも想定しながら調整を進めることになります。
　周辺樹木等、特に枝はなく、広さとしても２平方メートル以上の空間は十分確保できるかと思います。花壇等もありますが、この調査区周辺について特段重なる要素はありません。
　今後の手続きとして、現状変更届を受けて評価を行い、その後に文化財保護法９４条に基づき県に届出をしますが、その前段の現状変更について許可条件を整理しているところです。
　許可条件としては、先ほど御説明したとおり、事前調査により史跡への影響が少ない部分に合わせて施工します。工事の実施については職員の立ち会いを行います。周辺の状況から地表下約３０センチメートルから埋蔵文化財が確認されているため、工事の掘削によって影響を受けるものについて必要な記録作業を行います。施行についての日程等調整は社会教育課と協議を行います。現地調査立ち上げについては最初から社会教育課で確認をするということで、機械の設置から、終了まですべて立ち会うことを想定しています。
○（須藤博物館長）
　耐震診断、ボーリング調査を行う事業者ですが、先日決まって契約したばかりです。今後は現状変更届等提出し、審議会に報告させていただければと思います。
　本日は保存活用計画と今年から耐震診断に取り組んでいくことを短い時間で説明しました。特に保存活用計画については本日、また今後お気づきになる部分もあるかと思いますので、ぜひ御意見について社会教育課また博物館、須藤まで御連絡ください。よろしくお願いいたします。
○（近藤会長）
　ありがとうございました。何か御質問、確認したい点がありますか。
○（相澤委員）
　私は博物館の運営委員会に出ていますが、その時「博物館が藤間家に関わるのは大変ですね」といった話が出ました。整備計画後に藤間家は博物館と関係して運営していくというような計画があるから、今年度から博物館が関与しているのですか。
○（須藤博物館長）
　現時点で、博物館では、民俗資料館として公開している旧和田家住宅、旧三橋家住宅の一体的管理と活用等を行っています。その関連で、旧藤間家住宅についても管理運営を担当しています。ただ、今後はこの改修工事完了後、どこが所管し、どのような形で、どのように運営していくのが最も良い形なのか、審議会の皆様の御意見もいただきながら、所管について庁内で協議を進めたいと

考えています。
○（相澤委員）
　藤間家は博物館と離れていますが、三橋家も和田家も民具を展示していますから、例えば、藤間家も博物館の分館のような性格として近代の資料を展示する等、博物館との連携を今後も考えたら良いと思います。
○（五味委員）
　藤間家自体が近世中期位から活動していますし、歴史的にはペリー来航時にはそれを見に行ったという有名な話もあります。この時期位から藤間家はどのような存在なのかということを、ここで触れた方が良いと思います。また、藤間家は昭和に建てられましたが、それ以前はどうだったのか資料があれば、それに基づきながら、どのように変わっていったのかを調べると、その存在意義が更に深められると思いますので、調べてください。
○（須藤博物館長）
　五味委員のおっしゃるとおり、藤間家は近世の初めから長く続く家です。名主や近世商家であった家柄であるこというところも含めて記載したいと思います。また、土地の変遷については、家相図が近世から近代かけて残っていますので、そちらも含めて資料編に追加したいと思います。
○（五味委員）
　博物館でもそういうふうな展示をうまくできると良いですね。
　私の家の近くには九代目市川團十郎にゆかりのある團十郎山がありますが、茅ヶ崎の近代は非常に面白いですよね。ラチエン商会もありますし、そういうものを全部取り込みながら、展示とか、あるいは積極的に市が講演なり何なり事業を実施していくと市民の愛着が深まっていくと思います。映画の小津安二郎もありますので、ぜひ色々考えていただきたいと思います。
○（近藤会長）
　文化庁との協議において何か障害になることはありますか。
○（須藤博物館長）
　県内で国登録有形文化財建造物の保存活用計画を策定した例がまだなくて、これが県内初の例となると県教委から聞いています。県教委としても進め方が分からないところですが、文化庁と接触をしたところ、この素案ができ上がった段階で一度見せてほしいと調査官から言われているということです。まずは本日の審議会でいただいた御意見を反映したものを県教委、文化庁に出していきたいと思います。また、どこかの段階で調査官が現地調査に来られると聞いています。御質問の障害はないと思っています。そういったものを経て令和８年度に改修工事に入っていくことになろうかと思います。
○（五味委員）
　横浜市に関わっていますが、「計画を作るのが大変なので止めました」と何度か報告を聞いています。県や横浜市で水沼さんと一緒になっていますが、そういう意味では先駆的な取り組みですので、ぜひ頑張ってください。
○（須藤博物館長）
　水沼先生のお名前が出ましたが、藤間家は近代建造物ですので水沼先生に御相談させていただいています。先生の御見地が必要と考えていますので、しかるべき時期にこの会議の特別委員として招聘の上、御意見をいただければと考えています。
○（相澤委員）
　国の補助が出るのですか。
○（須藤博物館長）
　本年度の耐震診断、来年度の設計、工事、すべて国の補助が出ます。
○（相澤委員）
　１００パーセントですか。
○（須藤博物館長）
　５０パーセントです。また、国に随伴する県の補助金もあります。幸いことに、今回ふるさと基

金もございますので、そちらからも充当させて進める予定です。
○（近藤会長）
　藤間家の資料も寄贈されていますが、それは市のどこの施設で管理していますか。
○（須藤博物館長）
　藤間家資料は博物館が所管しています。貴重な紙資料や脆弱な資料は、博物館収蔵庫で収蔵保管しています。民具については藤間家で保管し、博物館で管理しています。埋蔵文化財については４回調査していますが、出土遺物については文化財保護担当で保管しています。
○（近藤会長）
　文化庁との協議等、色々なことをやる間も、藤間家の公開は続けていますか。
○（須藤博物館長）
　その予定ですが、工事に入る令和８年度は休館時期があろうかと想定しています。
○（近藤会長）
　前例がない中で進めて行かざるを得ないと思います。常に市民公開して「こういう現状で将来こういうふうになります」ということを博物館あるいは社会教育を挙げてぜひ良い形で進めることを切に願っています。予算も含めてよろしくお願いします。
　事業を進めることは異論のないことだと思いますので、その都度しっかり報告していただくことで進めたいと思います。よろしくお願いいたします。それとボーリング調査の結果もここで報告していただきます。よろしくお願いします。

【議題３　市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の現状変更工事立会について（報告）】
　本件は１月に行われた令和５年度第２回審議会本会にて御審議いただいた、史跡藤間家の現状変更案件のその後の工事立ち会いの報告です。
　資料３の基礎情報からお伝えします。文化財の種類は史跡、名称は藤間家（近世商家）屋敷跡、所在地は茅ヶ崎市柳島２丁目６番３０号です。当該地は、過去に敷地内で確認調査をしており、第２次調査地点が参考になりますが、地表より約５０センチ下から近世の溝状遺構と遺物が確認されています。
　２ページに記載しました経過を順に説明します。事前に埋蔵文化財の取り扱いについて事業者から照会があった上で、令和６年１月４日付で事業者から茅ヶ崎市指定重要文化財現状変更許可申請書が提出されました。申請理由としては、敷地内の携帯電話基地局としてのコンクリート柱を設置していたところ、令和５年度に入り基地局としての使用が終了したため撤去が必要になったということでした。
　下部の図は藤間家の平面図で、敷地の北西に基地局設置位置を示しています。そのすぐそばで北部地区第２次調査が平成２０年度に実施されており、この地点では地表下５０センチで近世の遺構や遺物が発見されています。
　経過の説明に戻ります。現状変更許可申請の提出を受けた後、令和６年１月２７日に文化財保護審議会で御審議いただき、２月１５日付で教育委員会より現状変更を許可しました。その後、事業者との日程調整を経て、令和６年３月２６日に立ち会い調査を実施しました。
　工事内容としては、人力で１３０センチメートル×７０センチメートルほどの範囲を深さ５０センチメートルまで掘削しました。その後、クレーン車のような重機でコンクリート柱を抜き取り、後に埋め戻すというものでした。埋め戻しには施工業者が用意した園芸用の川砂と発生土が使用されています。
　立会結果の説明に移ります。事前に配布しました資料を御覧ください。
　写真１ですが、当日はこの北東周辺の道路部分を赤いコーンで通行止めにして作業を実施しました。その背後に今回撤去するコンクリート柱、アンテナが見えます。
　写真２を御覧ください。工事地点近景の写真で、中央に写っているコンクリート柱が今回撤去したものです。
　写真４ですが、施工前の根元の状況です。すぐそばに生け垣があり、その周囲は草が生えていま

す。
　写真５ですが、百日紅の木や先代当主から受け継がれている家庭菜園等々があるので、作業実施時にはブルーシートで養生をしてもらいました。
　写真６ですが、地表下５０センチメートルまで人力で掘削したところ、コンクリート柱の根元の部分に、事業者からは「根かせ構造」と聞いていますが、柱を支える構造物を検出しています。
　写真７ですが、人力掘削はこの根かせ構造を検出するまで行われ、根かせ構造体を電柱から外した後は、重機でコンクリート柱が引き抜かれました。これが引き抜いている状態です。まっすぐクレーン車で上に向かって引き抜かれたので、地表下５０センチメートルまでは人力掘削ですが、５０センチメートルから２００センチメートルまでは、そのままコンクリート柱による開口部ができた状態です。１３０センチメートル×７０センチメートルほどの範囲を人力掘削し、その後コンクリート柱が引き抜かれたので、結果的には地表から地表下２００センチメートルまで開口し、土が露出したというような状況になりました。
　写真８ですが、完掘状況の写真です。スタッフを立てている部分がコンクリート柱による開口部になっており、深さは約２００センチメートルです。
　写真１０ですが、根かせ構造体を検出するために人力で開削した跡です。
　写真１１は見にくいのですが堆積状況の写真です。堆積状況は２ページの「４　立会結果」の（２）堆積状況で記載しています。人力で掘削した開削部分と、コンクリート柱による開口部を確認しました。地表下の約６０センチメートルまでを第１層と判断しました。ビニールゴミを含んでいたため、近現代の耕作土かと考えられます。
　今回人力で開削した範囲というのはこの第１層に収まっています。地表下６０センチメートルより下は褐灰色かつ粘性土で第２層としています。ここは宝永パミスを少量含んでおり、当該地周辺の自然堆積層と考えています。開口部が小さく崩壊する可能性があったので下部の堆積状況の観察は目視でのみ行いました。
　当日の立ち会いですが、藤間家の管理職員と社会教育課の職員２名、計３名で行いました。立ち会いの結果、史跡に関連する遺構や遺物は確認されませんでした。また、他の時代の遺構、遺物も確認されませんでした。
　今回の撤去工事では、こうした自然堆積層における新規の掘削がなく、またコンクリート柱を引き抜いた開口部に埋蔵文化財が確認されなかったことから、撤去工事の遂行は問題ないと判断しました。また、立ち会いは埋戻し完了まで実施しています。埋め戻しも人力で行い、コンクリート柱で空いた開口部には川砂と発生土で埋めました。以上です。
○（近藤会長）
　ありがとうございました。つつがなく終わったと言うことで受けとめさせていただきます。

【議題４　市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）】
　資料４を御覧ください。基礎情報ですが、文化財の種類は史跡・天然記念物、名称は鶴嶺八幡宮参道及び松並木、所在地が浜之郷７３２番地、工事地点は下町屋三丁目です。
工事範囲としては、埋蔵文化財包蔵地の石原Ａ遺跡にも関わるような場所になりまして、歴史ひろばから南に向かって１８０メートル位の畑の横の歩道の部分になります。
　経過ですが、令和６年３月２７日に職員がインターロッキングを外れている状況を確認し、はめ直すことで対応しました。３月２８日に職員が現地を確認したところ、はめ直したインターロッキングの下に、空洞が大きく広がっていることを確認したので、カラーコーンを設置による緊急対応を実施しました。３月２９日に事業者に依頼し、職員立ち会いのもと、緊急対応工事を実施しました。
　３月２７日の写真ですが、４ページ上段、インターロッキングが外れた状態です。
　３月２８日のものですが、４ページ下段、周辺の松について２８から３１までナンバーをつけています。人が立ち入らないようカラーコーンを設置しました。

３月２９日のものですが、５ページ上段、その掘削を行い、状況を確認しました。
２ページに工事内容を記載しています。はじめに埋没範囲を確認しました。南北に１．４メートル、幅は１メートル、深さ約５０センチメートルで、インターロッキングを外して地下の様子を確認しました。結果ですが、陥没した場所について、南北方向に大きなトンネル状の空洞ができていました。インターロッキングの下に砕石を詰めたような固い層があり、この下側に向かって潜り込んでいるような様子が確認できました。規模感が大きいものについてはそのまま広げて確認しました。陥没範囲の埋め戻しは、範囲は約１．４平方メートル、深さは約５０センチメートル、隙間について随時バラスを敷き込みました。ＣＣＤカメラみたいなもので奥まで調べてみて、安全確認できる範囲が特定されたので、それをもって工事の範囲を止めて、最終的にインターロッキングを全部外して、仮復旧として舗装しました。
３ページに対応としてまとめています。まず２９日に近藤会長に御相談のうえ安全を優先し、本来であれば事前に審議会に諮るべき現状変更届と９４条の届出を行わずに工事を実施しました。
工事には職員が立ち会い様子を確認したところ、細い松の根っこがいくつか確認されました。掘削については掘り底までコンクリート点を含むような埋戻農地を確認したのみで本来の堆積に達しないような状況でした。周辺の調査の状況としては、下水道敷設に伴う工事で４０区と４１区の真横になりますが、そこで見られた竪穴状遺構等については確認されませんでした。その調査の段階では３０センチメートルから４０センチメートルで本来堆積に達しましたが、今回確認した歩道部分については、より深いところに造成に伴う現代の盛土が確認されました。
参道松への影響については、緒方委員に御説明しました。
今後の本復旧工事に向けた取り扱いについては、工事に際し事前に現状変更届と９４条の届出を行う方向で工事の調整を行います。
○（近藤会長）
ご苦労様でした。３月の年度の押し迫った時に連絡を受けまして、説明どおりの経緯で指示をしました。自然系の緒方委員に確認を取り、手続きも含めて終了したとのことですが、この件に関して何か御質問はありますか。
○（緒方委員）
歩道部分について道側に拡幅していただきたいです。建物が建っているところは無理でしょうが、藤沢市では都市計画道路について、相続が発生してセットバックみたいなものができる時は、道路がどうなろうと藤沢市は民地を買います。茅ヶ崎市もぜひそういうことをしていただきたいです。また、鶴嶺参道に関しては、先日は駐車場の件もありましたが、買える部分があれば、地主さんからオーケーが出るのであれば、１メートルでも良いので買っていただきたいです。
仮復旧について、現地を見ましたが、資料の４ページ目下の写真を御覧ください。２８と３１が既存の大きな松、２９と３０が新しく植えられたものですね。私見ですが、景観も含めて考えると２９と３０は何で植えたのか良く分かりません。工事費が幾らかかるかも分かりませんが、２８と３１は民地側に寄っています。これが１メートルでも歩道が確保できれば、２９と３０は新植する必要はありません。歩道として確保できると思いました。
現地を見たところ多分３１でしょうか、根が盛り上がっていますが、無理やりインターロッキング枠を寄せています。だから、そこはもう少し幹回りのスペースを確保した方が良いと思います。広ければ広いほど良いのですが、歩道部分との関係もあるかと思います。２９と３０がなければ歩道部分がきちんと確保できるはずです。民地側に１メートル確保できると、松の保護、既存の松の保護にもなると思います。現地を見て、そういう箇所が何ヶ所もあります。鶴嶺参道、歩道拡幅については買っていただきたいです。
それと、警察と協議をして一方通行を確保していただきたいです。配送の車がかなり大きくて、車体に松がこすれて傷つく現状が見られます。被害は明らかです。流通問題に関わってきますが、道が一方通行になれば、そういう被害はなくなると思いますので、難しい話もたくさんあるでしょうが、ぜひ協議を続けてください。
○（事務局）

２９と３０は明らかに補植をしていると思いますが、当時の経過は調べていませんでした。拡幅とか一方通行について御意見いただきありがとうございます。このことについて、過去の検討、経緯等を確認しながら考えたいと思います。
○（相澤委員）
現状変更届ということですが、元の形に戻したということですか。
○（事務局）
インターロッキングを敷いていたところを変えましたので、完全な復旧ではありません。修繕に近いです。
○（相澤委員）
変更ということになる訳ですね。
○（事務局）
手続きとしては、掘削を伴うので届出が必要です。
○（近藤会長）
市民理解について、「鶴嶺参道松並木の保存活用はこういうふうにするべきだ」という提案を、教育委員会、社会教育課自らが「議論を深めていきたい」と言って欲しいと思います。ぜひよろしくお願いします。

【その他】
○（事務局）
下寺尾官衙遺跡群、下寺尾西方遺跡の件になります。簡単に説明しますと、許可なく遺跡の範囲で現状変更が行われたというものです。場所は茅ヶ崎市北西部で、緊急経過も含めて説明します。
まず、令和６年４月３０日に、周辺の史跡パトロールを行っていたところ、職員が下寺尾５４７－１で貸家の増築計画なるものがあって、コンクリートブロックが設置されている状況を確認したのが始まりです。至急土地所有者に確認し、関係者とやり取りをしました。その結果、史跡指定地ということを知らずに、関係者が基礎工事をやってしまったと聞いています。現場の状況ですが、柱があり、コンクリートブロックがすでに敷設をされていました。
このような状況を確認したので、関係者と連絡を取るとともに、神奈川県教育委員会にも連絡を取り、対応について指導を依頼しました。
まだ手続きとして、国史跡への現状変更許可申請がなされていないので、具体的にどのような工事がなされたのか正直分からないのですが、史跡への影響を確かめる必要があるので、５月２日に関係者、神奈川県と連絡を取り、当該地の工事中の立ち会い調査を至急で行いました。その結果を説明します。
範囲としては５０センチメートル×５０センチメートルで、その調査区の周りに囲ってあるものがコンクリートブロックだというふうに考えてください。
ブロックの堀山が一部、ブロックに沿って確認されました。
下の状況を確認するために堀山を少し掘ったら、コンクリートブロックの下に敷設された捨てコンが確認されました。おそらくこの部分まで掘削して、ブロックを設置したんだろうという状況が確認されました。さらに下の状況を確認するために堀山を利用して土層の体積を見たところ、大体２４センチメートル位のところで点圧されています。
さらに掘削を進めたところ、コンクリートブロックの捨てコンの下から塩ビ管のようなものが確認されまして、すでにコンクリートブロック設置前は指定されていなかったと思いますが、現在の掘削が及んでいる状況が確認されました。
上層が少し客土されたようなもの、その下に褐色土、その下から未完の堀山があり、上からはコンクリートブロックの堀山がある状況になります。
この塩ビ管の堀山の掘り込まれている面、ここからが本来的には古代から中世位の土と考えるものになり、今回のコンクリートブロックの掘削状況から見ますと、おそらくコンクリートブロックの工事によって史跡に影響を与えたであろうと思われる状況でした。

また、別の場所については、掘削したところの堀山自体は確認されました。ただし、少し角を掘り下げますと、堀山が確認された面からさらに下にコンクリートブロックのような礫みたいなものが確認され、少し荒らされてるような状況でした。この場所については、今回のコンクリートブロックの工事による史跡の影響は少なかったのではないかと想定しています。結果、一部史跡への影響が確認されたのではないかと考えています。

今後の取り扱いとして神奈川県、文化庁とも協議しました。まずは現状変更の許可申請をしていただき、さらに顛末書という形で、経過や今後の対応を記したものを提出していただき、厳重注意というような流れになります。

今回このようなことが起こってしまったので、土地所有者の方に「現状変更するには手続きが必要です」というような周知はもちろんのこと、例えば、下寺尾関係のイベントを案内することで遺跡のことを思い出していただくとか、結びつきを強めるようなことを考えながら、今後このようなことが起きないように対応していきたいと思います。

○（近藤会長）

ありがとうございました。大変残念なことです。

現状をどのように市が進めたいと思っているのか、この機会に整理して内部でも議論し、地元にも働きかけ手続きが万全に行える環境を作る、そのように努めるしかないと思います。よろしくお願いします。

○（事務局）

本件については部会でも改めて報告します。

○（近藤会長）

基本的には部会の中で連絡してください。厳しい意見も出ると思いますので、ぜひ耳を傾けていただきたいです。

計画がどのように進められるか、それと制約があるということをアピールしないといけません。これは別に市の責任とかではなく、市、県、国、それぞれの責任でやっていくべきことだと思いますが、市が一番地元、足元の管理は市からということでよろしくお願いします。

その他、何かございますか。

○（事務局）

本来でしたら部会で説明した方が良いかと思いましたが、追加指定の意見具申について経過を報告したいと思います。

追加指定の場所について、前回の審議会で事務局が示した場所を進めており、地点としては４つ、６筆で４地権者様の土地を追加指定する予定です。官衙は約１，１００平方メートル、西方遺跡は６００平方メートルほど、新たに追加指定する予定です。

国に提出する時期等について県に確認していますが、まだ国の方から予定が来ていないということです。例年７月頃になるので、次の部会で一度御審議、御意見をいただければと考えています。場合によっては間に合わず、御報告になってしまうかということを懸念しています。

現在の流れとしては、同意書を地権者の方とお話しし、いただいているところで、半分ほどお声掛けして、残りも無事にいただければと思います。

○（近藤会長）

見通しは立っていますか。

○（事務局）

皆様前向きに御検討されています。かつ、今回指定を目指している場所は昨年度に事務局が確認調査した地点で、地権者様から「いずれ市で買い取ってもらえれば」という御相談があった案件ですので、特段の大きく意見が異なることはない状況です。

○（近藤会長）

以上で、私がお預かりした四つの案件が終わりました。何かで確認したい点、聞き漏らした点がありますでしょうか。それでは戻しますので、よろしくお願いします。

○（伊勢田社会教育課長）

ありがとうございます。御審議どうもありがとうございました。
以上をもちまして、令和６年度第１回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会します。